

# 文部科学省及び日本学術振興会科学研究費の取扱いにおける調達に関するルール

日本質量分析学会

## (1) 見積り

委員会が指名する担当委員が業者選定のうえ、必要物品の見積を行う。

## (2) 発注

会計担当委員が見積書を確認し、会長が発注を承認する。

## (3) 物品受取方法

事務局においてで納品検査を行う。

## (4) 必要書類

### ① 見積書、納品書、請求書（全ての書類に代表者印を押印）

- ・指定様式なし（業者の様式で可）。
- ・宛名はすべて会長名とする。
- ・日付は記入しない。
- ・納品書に事務局担当者の確認印を押印。
- ・請求書に振込口座を記入させる。

### ② 比較見積書

- ・1件の取引価格が50万円を超える場合に必要。
- ・指定様式なし（記載内容は上記①と同じ）。

### ③ 請書

- ・1件の契約額が50万円を超え150万円以下の場合に必要。

### ④ 契約書

- ・1件の契約額が150万円を超える場合に必要。

## (5) 注意事項

### ① 1件の契約予定額が随意契約ができる範囲を以下の通りとする。

#### ・随意契約ができる範囲

財産（設備備品等）の購入 160万円以下

物件（設備備品等）の借入 80万円以下

その他（修理、委託、役務関係等）100万円以下

### ② 上の範囲を超えて随意契約を行う場合は、その理由を作成の上、委員会に諮る。